

「孫休暇」制度の導入について

これまで子の出産、育児等を行う職員を対象としていた子育て関連の休暇について、孫を持つ祖父母も対象とする「孫休暇」制度を導入しました。

■内容

出産、育児、子の看護に係る休暇の対象を祖父母まで広げることで、全ての年代における仕事と子育ての両立を図るだけでなく、役職をもつ年長の立場の職員が率先して休暇を取ることで、若い世代の職員も休暇を取りやすくなることが期待されます。

また、本市の取組が地域の民間企業等にも波及することで、子育てをしやすい地域社会の実現につながることを期待します。

【孫休暇の対象】

- ・ 孫の出生時

子又は子の配偶者が出産する場合に入退院の付添い等を行うとき

- ・ 孫の出生に伴う世話

子又は子の配偶者が出産する場合に小学校就学前の孫の世話を行うとき

- ・ 孫の看護や行事参加

中学校就学前の孫の看護や入学式等の行事に参加するとき

■スケジュール

令和 7 年 4 月 1 日から運用開始

孫休暇がはじまりました



那須塩原市では令和7年4月から子育て関連休暇の対象を祖父母まで拡充する

孫休暇制度を導入しました。

祖父母が積極的に孫の世話を担うことで、子育て世代の負担軽減につながり、仕事と家庭の両立しやすい職場環境づくりを目指します。本市の取組が地域の民間企業等にも波及することで、子育てをしやすい地域社会の実現につながることを期待します。

現行の子育て関連休暇	現行の内容	期 間	改正内容	孫休暇の内容
配偶者の出産休暇	妻の出産に伴う入退院の付添い等を行う職員に与えられる休暇	2日（1日又は時間単位で取得可能）	→	孫の出生時における入退院の付添い等を行う場合に利用することができる。
男性職員の育児参加のための休暇	妻が出産する場合で、当該出産にかかる子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する男性職員に与えられる休暇	妻の出産予定日の6週間前から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間に5日（1日又は時間単位で取得可能）		孫の出生時における小学校就学の始期に達するまでの孫の世話をする場合に利用することができる。
子の看護休暇	中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が子を看護する必要がある場合に与えられる休暇	年度内5日（1時間単位で取得可能）対象の子どもが2人以上の場合は10日		中学校就学の始期に達するまでの孫の世話をする職員が、看護や行事参加する場合に利用することができる。

孫休暇の導入によりワークライフバランスの充実を図ります。



好きを、編む。
那 須 塩 原 市